平成30年度

登別市財政健全化及び経営健全化 審 査 意 見 書

登别市監查委員

登 監 第 51 号 令和元年 8 月 21 日

登別市長 小笠原 春 一 様

登別市監査委員 石 山 正 志 登別市監査委員 辻 弘 之

平成30年度登別市財政健全化及び経営健全化審査意見 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

] 次

1	平成 30 年度	登別市財政健全化審査
2	平成 30 年度	登別市水道事業会計経営健全化審査2
3	平成 30 年度	登別市下水道事業会計経営健全化審査3
4	平成 30 年度	登別市簡易水道事業特別会計経営健全化審査4
5	平成 30 年度	登別市カルルス温泉スキー場事業特別会計経営健全化審査5

平成30年度 登別市財政健全化審査

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算 定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

	比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
1	実質赤字比率	— %	— %	13.11%	20.00%
2	連結実質赤字比率	— %	— %	18.11%	30.00%
3	実質公債費比率	13.0 %	12.7 %	25.0 %	35.0 %
4	将来負担比率	94.7 %	99.7 %	350.0 %	

各指標値の算出の結果、平成30年度①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、 実質収支又は連結実質収支が黒字であるため①は△3.37%、②は△13.84%となった が、比率が0.00以下の場合は「一」で表示する。

また、各指標値が早期健全化基準、財政再生基準以上の場合は、財政健全化法に基づき、財政健全化のための取り組みを行うこととなる。

平成30年度 登別市水道事業会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

	比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
1	資金不足比率	- %	- %	20.0 %

平成30年度 登別市下水道事業会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

	比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
1	資金不足比率	- %	- %	20.0 %

平成30年度 登別市簡易水道事業特別会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

	比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
1	資金不足比率	- %	- %	20.0 %

平成30年度 登別市カルルス温泉スキー場事業特別会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

	比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
1	資金不足比率	- %	- %	20.0 %